

～我が家の省エネ・創エネアクション支援～

台東区では省エネ効果のある機器等の導入に対し助成を行っています。助成を希望される方は、必ず工事前に申請して下さい。各機器等には対象要件があります。詳細は区ホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせ下さい。

①	家庭用燃料電池(エネファーム)設置 燃料電池ユニットは、定格運転時に0.5～1.5KWの発電出力があり、排熱を有効利用できること。定格運転時の発電効率がLHV基準33%(HHV基準で30%相当)以上で、総合効率がLHV基準80%(HHV基準72%相当)以上であること。貯湯ユニットに50ℓ以上のタンクを有し、排熱を蓄えられること。ただし、発電効率がLHV基準47%以上の場合、貯湯容量は25ℓ以上とする。	電気使用量の 約50～70%の 削減が見込めます。 出典:「いま知りたい!家庭用エネルギー機器」	1台 14万円 
②	太陽光発電システム設置(戸建住宅用・共同住宅共用部用) 財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるものであること。	電気使用量の 約70%の 削減が見込めます。 出典:「いま知りたい!家庭用エネルギー機器」	1kwあたり5万円 (戸建住宅用 上限20万円) (共同住宅共用部用 上限50万円)
③	共同住宅共用部用LED照明導入(※1) <直管型LEDランプ> ・固有エネルギー消費効率が60ℓm/w以上であり、定格寿命が4万時間以上であること。 <直管型以外のLEDランプ> ・定格光束が600ℓm以上2,200ℓm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30ℓm/w以上、2,200ℓm以上の場合は固有エネルギー消費効率が60ℓm/w以上であること。(定格光束が600ℓm未満の場合はすべて対象) ・定格寿命が3万時間以上であること。 <LED誘導灯器具> ・都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付20環都計第529号)別表4 LED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること。 <LED非常灯> ・建築基準法施行令第126条の5に基づく、国土交通大臣の認定を受けた製品であること。	照明機器の電気使用量の 約50%の 削減が見込めます。 出典:「既存マンション省エネ改修のご提案」 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	工事費用(税抜)×20% (上限30万円) 
④	高反射率塗料施工 ・屋上または屋根部(笠木・立上り含む)に塗布すること。 ・第三者機関における日射反射率の測定値が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料、又は50%以上の高日射反射防水塗料・防水シートであること。	夏季の空調の電気使用量の 約7%の 削減が見込めます。 出典:日本建築仕上材工業会/日本塗料工業会による実験値	①2,000円×塗布面積 ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円)
⑤	窓・外壁等の遮熱・断熱改修(※1) [1]窓 ・内窓の設置、複層ガラスへの更新であること。(サッシと共に更新する場合も含む) ・対象となる室内の全ての窓の断熱改修をすること。(建物の全部屋ではありません) ・改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率4.65以下であること。 [2]壁、天井、床、屋根 ・次世代省エネルギー基準の「断熱等性能等級4」に規定する断熱材の厚さの基準以上であること。	空調の電気使用量の 約35%の 削減が見込めます。 出典:日本サッシ協会	工事費用(税抜)×20%(上限15万円) 
⑥	雨水タンク設置 雨水を貯留し、二次利用水として再利用できるもの。 ※雨水浸透ます、浸透トレンチは対象外です。	園芸の水やり等に利用することで節水や水道代の節約になります。	本体、付属機器の購入費及び設置費用の合計(税抜)×1/2 1台上限5万円(2台まで申請可)
⑦	屋上緑化(※2) 屋上又は屋根のないペランダに最低1㎡以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。0.4㎡/基以上の既製プランター(大形フラワーポット)を含む。		①2万円×助成対象面積(㎡) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限30万円)
⑧	壁面緑化(※2) 建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し1㎡以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせたもの。(壁面に固定された藤棚等の緑化を含む)		①5,000円×助成対象面積(㎡) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円)
⑨	地先緑化(※2) 緑化の接道延長1m以上、且つ奥行20cm以上の緑化区画を設け、樹木、多年草等を植栽したもの。		①1万円×助成対象緑化延長(m) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限10万円)
⑩	民間貸駐車場緑化(※2) ・民間の貸駐車場であること(月極貸、時間貸は問わない)。 ・駐車場を1㎡以上緑化すること。 ・助成金によって緑化した部分を3年以上維持すること。		①1万円×助成対象面積(㎡) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限10万円)
⑪	プランター設置 ・プランターの場合は1個あたり幅30cm以上、ハンキングバスケットの場合は1個あたり幅25cm以上であること。 ・プランター等の設置合計面積は0.25㎡以上であること。 ・自らの敷地内で、道路に面した場所に設置すること。※公道・私道上は対象外です。 ・一年草または多年草で年間を通じて花を觀賞できるものを植付けること。 ・設置前に区へ事前協議すること。		①3万円×助成対象面積(㎡) ②助成対象経費※(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限5万円) ※プランター及びハンキングバスケット・花苗・土・肥料の購入費等

※1 新築・増改築に伴う工事は対象外です。

※2 ⑦～⑩の緑化の助成金を複数受ける場合、合計金額の上限は50万円です。また、台東区みどりの条例の適用を受ける工事は対象外です。

お問い合わせ 環境課 普及啓発・みどり担当 TEL: 5246-1281

この下は広告スペースです。内容については各広告主にお問い合わせください。

リデュース
(発生抑制)

リユース
(再利用)

リサイクル
(再活用)

皆様とともに 3Rに取り組みます

東京包装容器リサイクル協同組合